

I ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進

- 1 生活と仕事を両立し活躍できる環境づくり
 - (1) 柔軟な働き方の普及・定着促進
 - ・柔軟な働き方の普及・定着促進
 - ・生活と仕事を両立できる環境づくり
 - (2) 均等な雇用機会と女性の職域拡大・登用促進
 - ・ポジティブアクションの推進
 - (3) 女性の就業継続やキャリア形成
 - ・働きやすい雇用環境整備
- 2 妊娠・出産・子育てに対する支援
 - ・保育サービスの充実 ・地域での子育て支援 ・行動しやすいまちづくり
- 3 介護に対する支援
 - ・介護サービスの充実
- 4 職場や就職活動におけるハラスメントの防止
 - ・相談体制等の充実・普及啓発
 - ・都庁内における取組
- 5 起業等を目指す女性に対する支援
- 6 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援
- 7 生涯を通じた男女の健康支援
 - ・母子健康医療体制の整備及び相談等の支援
 - ・各年代に応じた健康支援及び性教育

II 男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ

- 1 生活と仕事における意識改革
 - (1) 「働く」の意識改革
 - ・働く女性のキャリア形成のための意識改革
 - ・雇用機会均等に関する普及啓発
 - (2) 男性の家事・育児参画に向けた意識改革
 - ・当事者夫婦の意識改革・行動変容
 - ・働く場における理解・サポートの促進
 - ・若年層からシニア世代まで社会全体の理解促進
 - (3) 男女平等参画に向けた意識改革
 - ・多様な手法によるメディアを活用した普及啓発
 - ・男女平等参画に関する情報提供
 - (4) 社会制度・慣行の見直し
 - ・都庁内における対応
- 2 教育・学習の充実
 - (1) 学校での男女平等
 - (2) 若者のキャリア教育の推進
 - ・キャリアデザイン意識の醸成
 - (3) 研修・情報提供、(4) 多様な学習機会の提供
- 3 あらゆる分野における女性の参画拡大
 - (1) 政治・行政・教育分野
 - (2) 防災・復興分野
 - (3) 地域活動

Ⅲ 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

- 1 ひとり親家庭への支援
・ひとり親家庭の相談や就業支援等
- 2 高齢者への支援
- 3 若年層への支援
- 4 障害者への支援
- 5 性的少数者への支援

【推進体制・相談】

- 1 都における体制
- 2 相談
- 3 区市町村や事業者等との連携

Ⅳ 配偶者暴力対策

- 1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見
 - ・都による普及啓発、若年層向け普及啓発
 - ・学校での人権教育
- 2 多様な相談体制の整備
 - ・都の配偶者暴力支援センター機能の充実
 - ・身近な地域での相談窓口の充実
 - ・多様な人々の状況に応じた相談機能の充実
- 3 安全な保護のための体制の整備
 - ・保護体制の整備
 - ・安全の確保と加害者対応
- 4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備
 - ・総合的な自立支援の展開
 - ・安全で安心できる生活支援
 - ・就労支援の充実
 - ・住宅確保のための支援の充実
 - ・子供のケア体制の充実
- 5 関係機関・団体等の連携の推進
 - ・広域連携と地域連携ネットワークの強化
 - ・民間団体との連携・協力の促進

- 6 人材育成の推進・適切な苦情対応
 - ・人材の育成
 - ・二次被害防止と苦情への適切かつ迅速な対応
- 7 調査研究の推進
 - ・配偶者暴力被害に関する調査研究
 - ・加害者対策のあり方検討

Ⅴ 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

- 1 性暴力被害者に対する支援
 - ・関係機関と連携した被害者支援等
 - ・被害者・加害者にならないための普及啓発
- 2 ストーカー被害者に対する支援
 - ・被害者等への支援
 - ・被害者・加害者にならないための普及啓発
- 3 セクシュアル・ハラスメントの防止
 - ・相談・普及啓発 ・都庁内における防止対策
- 4 性・暴力表現への対応
 - ・被害者等への支援
 - ・インターネット利用等に関する普及啓発

東京都男女平等参画推進総合計画〈現行〉

女性活躍推進計画

【領域Ⅰ】働く場における女性の活躍

- ① 均等な雇用機会と女性の職域拡大・登用促進
- ② 女性の就業継続やキャリア形成
- ③ 職場におけるいやがらせ（ハラスメント）問題
- ④ 若者のキャリア教育の推進
- ⑤ 起業等を目指す女性に対する支援
- ⑥ 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援
- ⑦ 普及啓発活動の充実

【領域Ⅱ】女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

- 1 生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）の実現
 - ① 働き方の見直し
 - ② 男性の家事・育児等への参画
 - ③ 妊娠・出産・子育てに対する支援
 - ④ 介護に対する支援
- 2 地域における活動機会の拡大
- 3 男女平等参画を推進する社会づくり
 - ① 政治・行政分野への参画促進
 - ② 防災・復興分野への参画促進
 - ③ 教育・学習の充実
 - ④ 社会制度・慣行の見直し
 - ⑤ 生涯を通じた男女の健康支援

【領域Ⅲ】多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

- ① ひとり親家庭への支援
- ② 高齢者への支援
- ③ 若年層への支援
- ④ 障害者への支援
- ⑤ 性的少数者への支援

推進体制

配偶者暴力対策基本計画

【領域Ⅳ】配偶者暴力対策

- 1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見
- 2 多様な相談体制の整備
- 3 安全な保護のための体制の整備
- 4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備
- 5 関係機関・団体等の連携の推進
- 6 人材育成の推進と適切な苦情対応
- 7 調査研究の推進

【領域Ⅴ】男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

- 1 性暴力被害者に対する支援
- 2 ストーカー被害者に対する支援
- 3 セクシュアル・ハラスメントの防止
- 4 性・暴力表現への対応